

平成 27 年 4 月 28 日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

インターネット知的財産権侵害流通品防止協議会

平成 26 年度インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会報告書

拝啓 早春の候、貴事務局におかれましてはますますご清栄のことお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて本協議会が、平成 17 年度以来、貴内閣官房知的財産戦略推進事務局をはじめとして、警察庁、経済産業省、総務省、文化庁、特許庁、消費者庁をオブザーバーに迎え、インターネットサービスを契機として為される知的財産権侵害をめぐる諸問題に対する解決について、民間レベルでの協同作業を鋭意進めて参りましたことは、ご出席をいただいている貴事務局においてもご認識いただいていることと存じます。

貴事務局におかれましては、本報告書を権利者・権利者団体とインターネットサービス事業者等の総意として、平成 27 年度の知的財産権保護政策立案の基としてご活用いただきたく、お願い申し上げます。

【概要】

1. 効果検証分科会の報告

- 1 群では、インターネットサービス事業者による自主パトロール、および権利者からの通知に基づく削除等の措置が実施された結果、継続して侵害品出現率を低く抑えられていることが確認できた。
- 3 群（平成 24 年度報告書までの 3 群とは異なる）では、商標権関係において侵害品出現率が高いが、侵害品の出品者に対して利用アカウントを停止するなど対抗策を実施し、知的財産権侵害へのその他の対抗策も継続して検討している。

2. ガイドライン分科会の報告

平成 22 年に改訂を行ったインターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の運用状況について検証を行うとともに、ガイドライン改訂の要否について検討を行った。本年度は、ガイドラインを改訂すべき事情は特段見受

けられなかったが、今後も、継続して、権利者と事業者双方にて、情報共有を行うことが確認された。

1. 効果検証分科会の報告

(1) 効果検証の方法

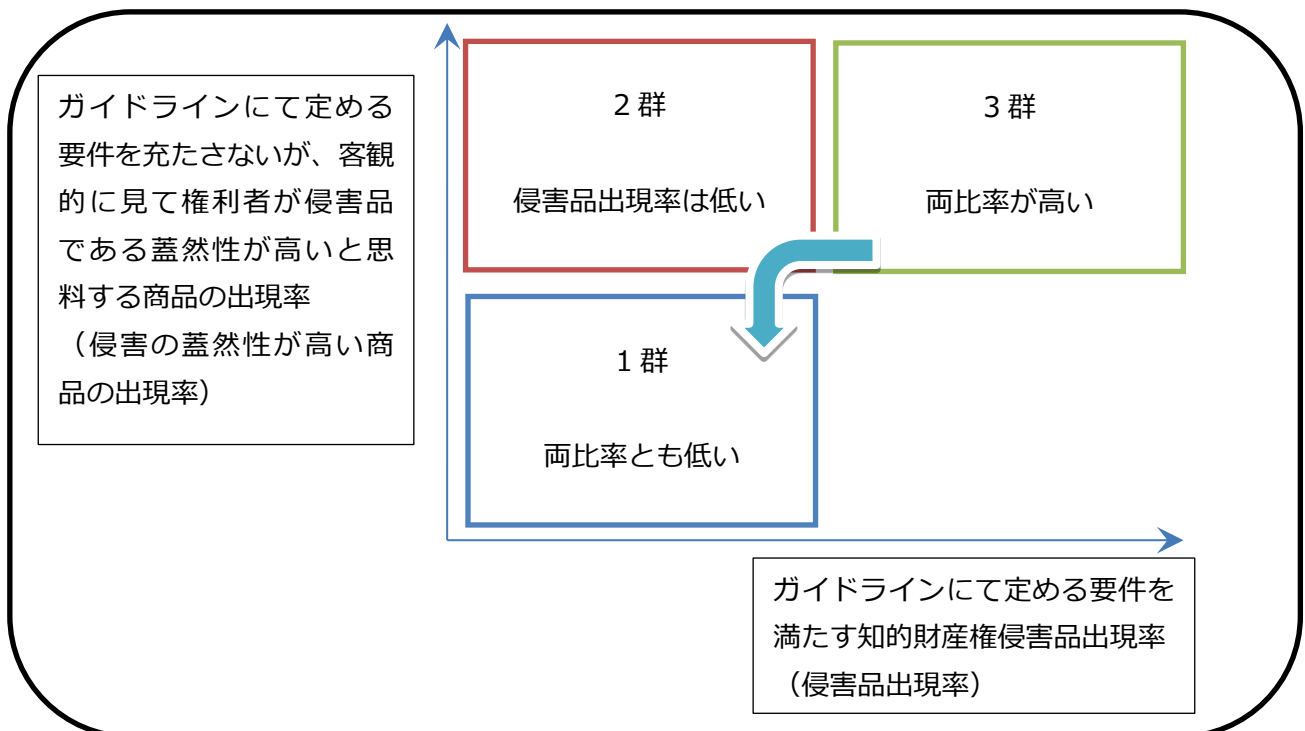
本年度も、例年と同様に、権利者側の削除要請担当者と事業者側の自主削除担当で構成される「効果検証分科会」を設置した。別紙 1 の実施概要に基づき、効果検証を実施した。

実施概要記載のとおり、本年度も検証対象物品を 2 類型に分けて検証を行っている。すなわち、「画面上の文章・画像から著作権・商標権を侵害すると判断できるものであり、(権利者は)オークション事業者に出品停止要請可能なもの」(図 1 横軸および表 1 参照)と、「発信されている情報からは(ガイドライン等に照らすと)オークション事業者において削除をする根拠が直接得られないが、諸情報を勘案すると購入し権利者が確認した場合には間違いなく侵害品である、と思量されるもの」(図 1 縦軸および表 2 参照)の 2 つである。

本年度も加盟事業者を 1 群から 3 群に分類しており、各群の構成については、昨年度からの変更はない。詳細は下記の通りである。

- 1 群・・・
加盟事業者 3 社 (平成 24 年度報告書までと同様)。
侵害品出現率及び侵害の蓋然性の高い商品の出現率の両方が低い。
- 2 群・・・
加盟事業者 1 社。
(検証母数から、本年度は分析の対象としていない。)
- 3 群・・・
加盟事業者 1 社。
今後、知的財産権侵害への対抗策が求められる。

【図 1 「率」定義・群の位置付け】



(2) 検証結果

表1 侵害品出現率

		平成 24 年 (2012)		平成 25 年 (2013)		平成 26 年 (2014)	
		検証数	侵害率	検証数	侵害率	検証数	侵害率
著作権	1 群	9,205	0.11%	7,381	0.18%	9,044	0.02%
	2 群	73	1.37%	49	0.00%	37	0.00%
	3 群	—	—	690	0.00%	602	0.00%
商標権	1 群	7,388	1.31%	7,833	0.71%	5,364	0.17%
	2 群	277	5.05%	96	0.00%	7	0.00%
	3 群	—	—	1,040	58.85%	1,200	84.67%
合計	1 群	16,593	0.64%	15,214	0.45%	14,408	0.08%
	2 群	350	4.29%	145	0.00%	44	0.00%
	3 群	—	—	1,730	35.38%	1,802	56.38%

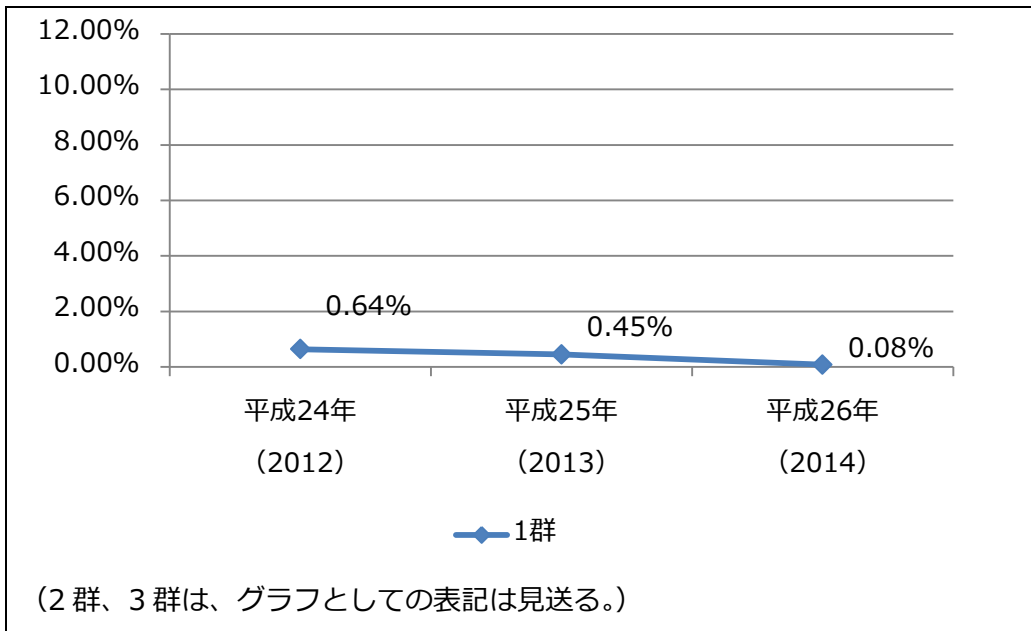
3 群は、平成 24 年度以前とは主体が異なり連続性を欠くため、平成 24 年度の数値は掲載しない。

表2 侵害の蓋然性が高い商品の出現率

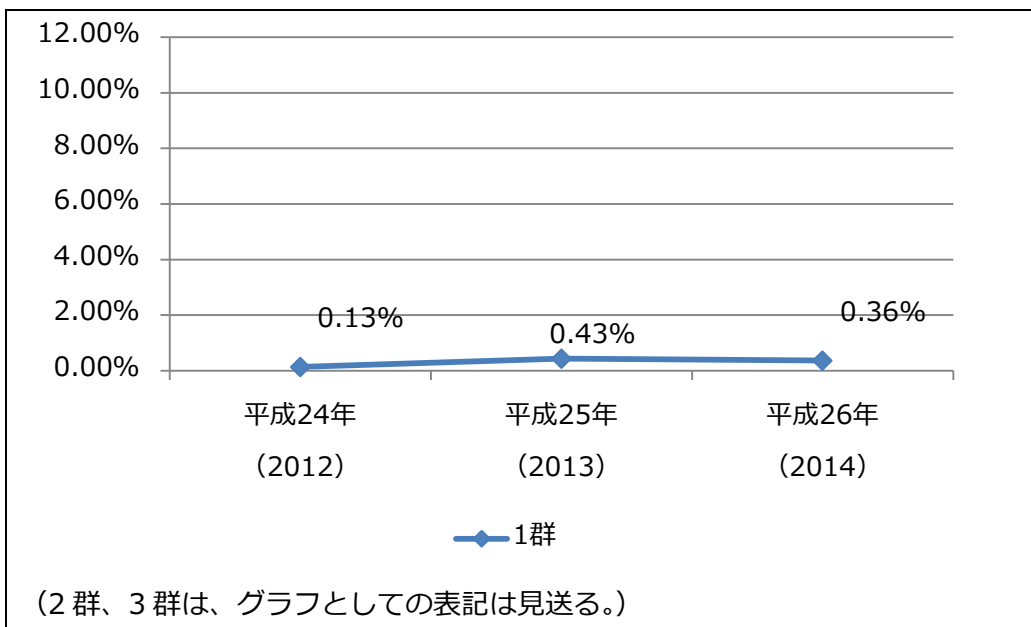
		平成 24 年 (2012)		平成 25 年 (2013)		平成 26 年 (2014)	
		検証数	蓋然率	検証数	蓋然率	検証数	蓋然率
著作権	1 群	9,205	0.18%	7,381	0.58%	9,044	0.53%
	2 群	73	24.66%	49	0.00%	37	86.49%
	3 群	—	—	690	0.87%	602	0.17%
商標権	1 群	7,388	0.07%	7,833	0.29%	5,364	0.07%
	2 群	277	3.97%	96	0.00%	7	42.86%
	3 群	—	—	1,040	13.37%	1,200	3.92%
合計	1 群	16,593	0.13%	15,214	0.43%	14,408	0.36%
	2 群	350	8.29%	145	0.00%	44	79.55%
	3 群	—	—	1,730	8.38%	1,802	2.66%

3 群は、平成 24 年度以前とは主体が異なり連続性を欠くため、平成 24 年度の数値は掲載しない。

グラフ1 1群の侵害品出現率（著作権と商標権の合計）の推移



グラフ2 1群の侵害の蓋然性が高い商品の出現率（著作権と商標権の合計）の推移



(3) 検証結果の分析

A.著作権関係の出品（表 1・2）について

1 群は、昨年より侵害品出現率が低下し、0.02%となった。侵害の蓋然性が高い商品の出現率も若干低下し、0.53%となっている。

2 群では、検証母数が乏しいため分析は行わない。なお、侵害の蓋然性が高い商品の出現率につき、急激な上昇が確認されている点については、効果検証実施時点において、特定の出品者が侵害の蓋然性が高い商品を多数出品していたことに起因するものであり、本年度の効果検証のみをもって状況が悪化していると即断することはできない。次年度以降の効果検証の結果も注視して今後の対策を検討したい。

3 群は、侵害品出現率は0.00%であり、侵害の蓋然性が高い商品の出現率も0.17%と低い水準である。

B.商標権関係の出品（表 1・2）について

1 群は、昨年より侵害品出現率が低下し、0.17%となった。侵害の蓋然性が高い商品の出現率も低下し、0.07%となっている。

2 群では、検証母数が乏しいため分析は行わない。

3 群は、侵害の蓋然性が高い商品の出現率が昨年の13.37%から3.92%に低下したものの、侵害品出現率が昨年より上昇し、84.67%となっており、極めて注意を要する状況である。該当事業者においては、侵害品の出品者に対して利用アカウントを停止するなどの措置を実施し、侵害品出品者による再犯を防止するための対抗策を実施している。当該対抗策の有効性については、権利者の意見を踏まえながら定期的に検証し、次年度以降の効果検証の結果をもとに分析する予定である。

C.全体の状況（グラフ1・2）について

知的財産権侵害品対策が先行する1群においては、侵害品出現率が1%未満という非常に低い数値で安定している。侵害の蓋然性が高い商品の出現率を加えても、1%に達しない状況が4年連続で続いている。

2 群では、検証母数が乏しいためグラフ化・分析は行わない。また、3 群についても、平成24年度報告書までの3群との連続性がないため、グラフ化・分析は行っていない。

(4) その他

効果検証の過程において、昨年に引き続き、ソフトウェアに関連した出品として、小売店などでは見られない「マニュアル」「プロダクトキー」「改造セーブデータ」「リカバリディスク」が複数出品されていたことについて情報共有があった。この点に関しては、一部の権利者と事業者によって実態の調査が進められ、客観的な法的評価を行った上で、一定の対策が実施されており、今後、その対象範囲を拡大することも検討されているとの報告がなされた。

2. ガイドライン分科会の報告

平成 22 年度に改訂を行ったガイドラインについて運用状況を確認するとともに、新たな出品手口等に対応するための情報共有の場として、ガイドライン分科会を設置した。

改訂されたガイドラインに関し特段の不具合はないことが確認されたが、知的財産権侵害品を出品する侵害者の手法は日々変化していることを考慮し、権利者・事業者間のさらなる協力関係を構築し、迅速かつ確実な対策を実施するため、今後のガイドラインの改訂も見据えて、継続的な情報交換が必要であるとの結論に達した（詳細は別紙 2 のとおり）。

3. 本年度の活動の総括

以上のとおり、権利者・事業者双方がそれぞれの立場を尊重しつつ協力して侵害者に対峙するという「日本方式」の推進により、本年度も引き続き、1 群において侵害品出現率を極めて低い水準に留めていることが確認された。現状、侵害品出現率の高い 3 群についても、この結果を受けてすでに侵害品の出品者の利用アカウントを停止するなどの対抗策を実施しており、また、今後、1 群や 2 群の加盟事業者や権利者と連携し、侵害品出品率を下げるための十分な措置が検討・実施されることになっている。

来年度以降、インターネットオークションサービスだけでなく、前年度に検討を開始したインターネットショッピングモールにおける知的財産権侵害品対策や、さらには、スマートフォン向けアプリを利用する新規コマースサービスにおける知的財産権侵害品対策についての検討を強化する予定であり、既にそれら新たな形態の事業者の入会が完了している。

政府においては、世界にも類をみない成果を出している本協議会の取組みを、是非諸外国に紹介していただき、インターネット上の知的財産権侵害品対策のデファクトスタンダードとして認知されるようご助力いただけると幸いである。

各種統計データ

■総出品数

	平成 22 年 (2010)	平成 23 年 (2011)	平成 24 年 (2012)	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)
ヤフー	2,212	2,512	2,631	3,149	3,678
楽オク	284	319	317	317	305
DeNA ショッピング (ビッダーズ)	766	785	888	1,048	707
モバオク	451	432	367	331	304

- 単位：万件
- いずれも 12 月の 1 日あたりの総出品数平均。DeNA ショッピングの数値のうち、平成 22 年から平成 24 年まではビッダーズとして、12 月末日における総出品数である。

■自主削除件数

	平成 22 年 (2010)	平成 23 年 (2011)	平成 24 年 (2012)	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)
著作権	38,338	78,052	62,694	62,400	24,685
商標権	74,025	139,792	233,273	54,791	90,680
合計	112,363	217,844	295,967	117,191	115,365

- ヤフオク！・楽オク・DeNA ショッピング・モバオク・ショッピースの合計値。

■権利者からの削除依頼件数

	平成 22 年 (2010)	平成 23 年 (2011)	平成 24 年 (2012)	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)
著作権	4,826	2,601	754	315	116
商標権	40,200	71,644	54,428	44,905	30,458
合計	45,026	74,245	55,182	45,220	30,574

- ヤフオク！・楽オク・DeNA ショッピング・モバオク・ショッピースの合計値。
- 権利者からの削除依頼件数には、個別の商品が削除されたもの、販売者の利用停止措置に伴う個別の商品削除を含む。
- 権利者によっては、効果的な知的財産権侵害品対策を行うために、重点的に監視を行う対象サービスや対象商品を変更している。そのため、権利者からの削除依頼件数は、各年度の数字を比較して傾向を分析することは難しい。

日本方式の原則

1. 両者（権利者とプラットフォーマー）は、互いの立場を十分に尊重した上で、自身の利益のみならず、何よりも消費者の利益を護るために、共通の敵である権利侵害者に対して協同して立ち向かうべきであるとの認識に立つこと。
2. 権利者は、権利とは自動的に保護されるものではなく、自らエンフォースメントを行うべきであるとの認識に立つこと。
3. プラットフォーマーは、インターネットの健全な発展のために、積極的に知的財産権の保護に努めるべきであるとの認識に立つこと。
4. 両者は、対策の推進にあたり、知的財産権を保護する意義と、利用者の営業の自由や通信の秘密が担保されることの意義を対等に認め、それら両方の価値を毀損しない対応をとるべきであるとの認識に立つこと。